

船舶事故調査報告書

令和5年3月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和4年8月14日 05時20分ごろ
発生場所	福島県いわき市四倉港 四倉港東防波堤灯台から真方位031°60m付近 (概位 北緯37°06.5′ 東経141°00.1′)
事故の概要	遊漁船第八弘明丸は、出航中、高波を受けて釣り客1人が負傷した。
事故調査の経過	令和4年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八弘明丸、2.3トン FS3-6319（漁船登録番号）、福島県漁業協同組合連合会 9.80m(Lr)×2.44m×0.64m、FRP ディーゼル機関、154.00kW、平成25年7月 第210-60896号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 32歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年10月6日 免許証交付日 令和4年6月10日 (令和9年2月8日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（釣り客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：うねり 約3m いわき市には、8月12日09時54分に波浪注意報が発表され、8月14日04時17分に暴風警報から強風注意報に切り替わり、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客を右舷前部甲板に1人、左舷前部甲板に1人、右舷後部甲板に1人、左舷後部甲板に2人を各々座らせ、遊漁の目的で、令和4年8月14日05時15分ごろ、四倉港第一船だまりの定係地を出航した。

	<p>本船は、港口付近において、時折、うねりによる高波が発生している状況下、05時20分ごろ、東防波堤先端付近を約2ノットの対地速力で航行中、右舷前部から高波を連続して受け、2回目の高波を乗り越えて船首が下方に向いたところに、3回目の高波が右舷前部から打ち込んだ。</p> <p>船長は、船内に打ち込んだ高波で遮られた視界が回復して前部甲板を確認すると、右舷前部甲板にいた釣り客1人が操舵室前面まで流されて倒れ、血を流しているのを認めた。</p> <p>本船は、一旦、港外に出た後、すぐに反転して四倉港内に入航し、船長が119番通報をして負傷した釣り客を救急車に引き継いだ。</p> <p>負傷した釣り客は、いわき市所在の病院に搬送され、右額挫創と診断され、傷の縫合手術を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、これまで、港口付近に高波が発生している状況で、出航したことはなかった。</p> <p>船長は、事前に天気予報を確認し、しだいに高波が収まるとの情報であったので、出航さえできれば、遊漁に問題ないと思っていた。</p> <p>船長は、4.9トンの遊漁船が先行して港口を無難に通過した状況を確認し、また、同船から港口だけ注意すれば、大丈夫である旨の連絡を受けていたので、本船でも無難に航行できると思い、出航した。</p> <p>本船の遊漁船業業務規程には、出航中止基準として海上警報（風、霧等）、波浪警報発表時及び事業者が危険を感じたときと規定されていたが、本事故当時は、警報の発表はなく、また、出航中止基準に波高等が規定されていなかった。</p> <p>本事故当時、警報は発表されていなかったものの、本事故発生の約1時間前に、暴風警報から強風注意報に切り替わったばかりであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、約1時間前に暴風警報から強風注意報に切り替わったばかりの時機に、四倉港港口付近において、時折、約3mの高波が発生している状況下、船長が先行して出航した遊漁船からの情報を受けて本船でも無難に航行できると思い、出航したことから、高波により前部甲板が激しく動揺し、右舷前部から打ち込んだ高波で釣り客が倒されて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、約1時間前に暴風警報から強風注意報に切り替わったばかりの時機に、本船が、四倉港港口付近において、時折、約3mの高波が発生している状況下、船長が先行して出航した遊漁船からの情報</p>

	<p>を受けて本船でも無難に航行できると思い、出航したため、右舷前部から打ち込んだ高波で釣り客が倒されたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、暴風警報から強風注意報に切り替わったばかりの時機で、高波が発生している状況下においては釣り客の安全を最優先に考え、気象及び海象について楽観的な見通しを持たず、自船の航行性能等を勘案の上、適切に判断して出航を中止すること。 ・遊漁船の船長は、自船の航行性能を勘案の上、波高等について、明確な出航中止基準を設定しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

